

随意契約理由書

1 業 務 名	道路構造物の点検要領・点検マニュアルの改訂案作成及びその他 検討業務（2023年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3	

本業務は、阪神高速道路の点検及び維持管理の効率化・高度化等を目的に点検要領・点検マニュアルの改訂を実施する業務である。本業務では「道路構造物の点検要領(平成30年10月)」および「道路構造物の点検マニュアル(令和3年7月)」の改訂案の作成を行う。加えて、これら改訂にともなう技術委員会の運営補助等も行う。

本業務を行うにあたって、

- ① 阪神高速道路の鋼床版・鋼桁の構造物特性や技術基準に熟知している
- ② 点検、維持管理および補修・補強に関する高度で最新の技術に精通し、専門的知見を有している
- ③ 当社の技術審議会構造技術委員会またはそれと同等な有識者委員会の組織運営の実績を有している

ことが契約相手方に求められる要件となる。

一般財団法人 阪神高速先進技術研究所は、

- ① 阪神高速道路の技術図書の編纂に資する調査研究の実績を有しているほか、他の都市高速道路の保全情報関連業務の受注実績も有しているなど、阪神高速道路の技術基準に精通し、かつ都市高速道路の構造物のメンテナンスに関する課題を熟知している
- ② 土木鋼構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会、資格試験を行う等、点検及びメンテナンスに関する高度かつ最新の技術に精通し、当分野の専門的な知見を有している
- ③ 当社の技術審議会や関連する技術委員会の運営に長年携わっており、阪神高速グループの経営理念「先進の道路サービスへ」を念頭に
おいた有識者委員会の組織運営の実績を有している

これらのことから、本業務を実施するために必要な要件を全て備えている。

本業務の実施にあたり、一般財団法人阪神高速先進技術研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務の契約相手方として、一般財団法人阪神高速先進技術研究所を選定し、一般財団法人阪神高速先進技術研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者は無かったことから、現時点において、一般財団法人阪神高速先進技術研究所が本業務を実施する唯一の機関であると認められる。

よって、阪神高速道路契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人 阪神高速先進技術研究所と随意契約する。